

説明書

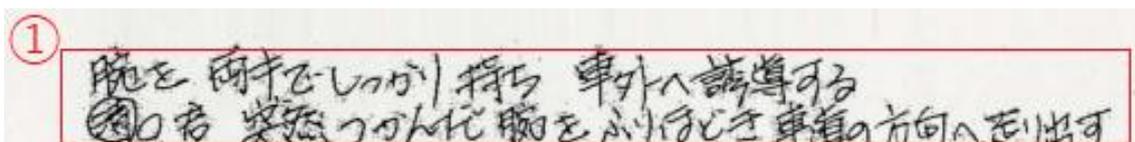
(令和 6 年 2 月 20 日作成)

・不誠実対応-44

事故当日の送迎担当運転手の移動経路の説明が、吹田市への事故報告(令和 5 年 12 月 20 日)、遺族への事故報告(令和 5 年 1 月 16 日)および、遺族への回答書(令和 5 年 3 月 16 日)で全て異なっている。遺族としては、適切な対応をしたかのように装う目的で、アルプスの森(施設長:宇津慎史)はここでも虚偽報告をしているため、多くの矛盾が露呈していると考えている。

*事故報告書(令和 5 年 1 月 16 日付)と回答書(令和 5 年 3 月 16 日付)の記載内容に明らかな矛盾点が多数存在している事は(不正実対応⑧)でも言及したが、アルプスの森(施設長:宇津慎史)が吹田市に提出した事故報告書(令和 5 年 12 月 20 日)の内容はさらに異なる内容になっていた。

(詳細説明)



→ 以下に上記記載内容が嘘であることを説明する記事などを記載。

保護者説明会(2023 年 9 月 8 日)において靴を履かせたはずの職員が、靴はしっかりと履かせたと説明も、靴の性状を誤認していたことが判明。

(不誠実対応-28 説明文 参照)

宇津容疑者らが市に「運転手が男子生徒の腕をつかんでいたのに振り払われた」と報告していたことも明らかになった。しかし、施設から押収した資料から、運転手が助手席の荷物を取っている間に清水さんが飛び出したと記したメモが見つかったという。府警は、容疑者らが事故の責任を追及されないよう、市に虚偽報告を繰り返していたとみている。

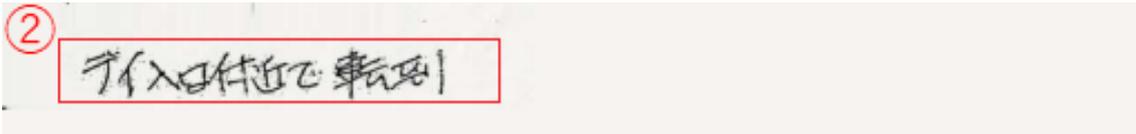
(毎日新聞オンライン 2023 年 12 月 13 日引用)

事故後、宇津容疑者らは両親に、「悠生さんが運転手の手を振りほどいて走り出した」「運転手が業務を重ねることで、『1人で大丈夫』と考えるようになってしまったことが原因」などと説明していました。しかし、捜査でわかったことは、今回の事故が起きたとき、運転手は腕をつかむどころか助手席から荷物を取ろうと目を離していて、2018 年以降、事故以外にも 2 度、悠生さんが車から飛び出し、水路に入り込んだり、川に飛び込もうとしたりしたことがあったということでした。

(YTV 2023年12月30日引用)

警察の調べに対し、運転手(48)はすでに逮捕されている施設の運営会社代表の宇津慎史容疑者(60)から、「手をつかんでいたというその説明のままにしておけ」と、口裏合わせをするように指示されたと話しているということです。

(ABC ニュース 2023年12月22日引用)

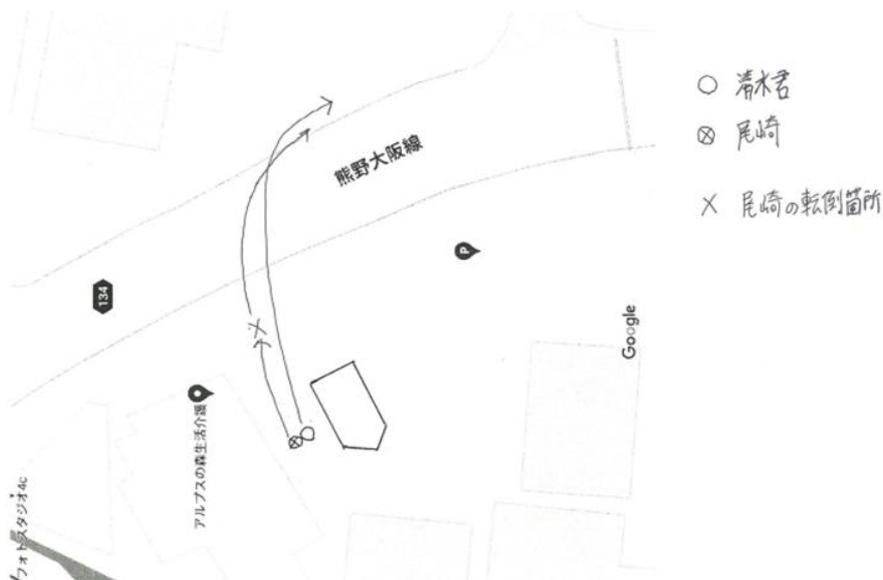


→ ダイ入口付近で転倒の記載に関して、遺族に対して出した事故報告書[令和5年1月16日付]及び、回答書[令和5年3月16日付]では同様に道路手前で転倒と説明。しかしながら保護者会[令和5年9月8日]では道路上で転倒したと説明。

尾崎は清水君を追いかけようとしたのですが、道路手前で転倒してしまいました。

(事故報告書[令和5年1月16日付])

回答書[令和5年3月16日付]では地図にて転倒場所を記載。



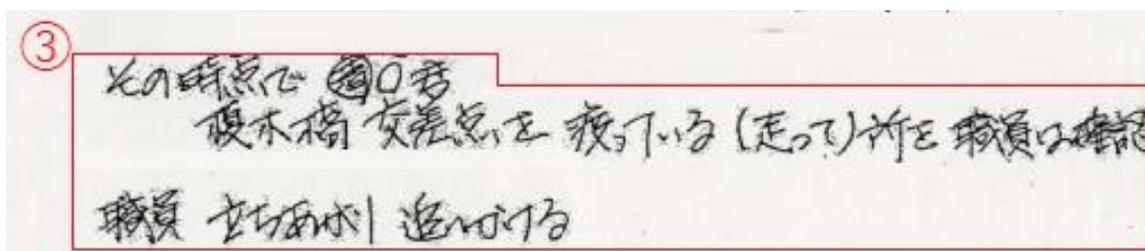
(事故報告書[令和5年3月16日付])

保護者会(令和5年9月8日)に運転手が転倒した場所を記載したのが以下内容。



* 当該従業員に記載をして貰った物を画像処理し、個人情報を外した形で記載。

あきらかな乖離が生じている。



→ 転倒したタイミングもしくは、転倒する前のタイミングで悠生君が榎橋交差点を渡っている(走って)いる所を職員は確認したとの記載になっている。しかし実際に道路手前(施設入口)の場所からは、榎木橋交差点自体が目視不可能であることが以下の写真から解る。(赤い矢印で記載している場所が榎木橋交差点)



さらには遺族に対して作成した事故報告書[令和5年1月16日付]では、当該職員が立ち上がってから悠生君が南方向に位置する榎木橋手前の交差点を線速力で横断している事を確認したと説明しており、吹田市への報告内容と異なっていることが解る。

尾崎は清水君を追いかけようとしたのですが、道路手前で転倒してしまいました。尾崎が立ち上がって清水君が走った方向を見ると、その時点では清水君は、南方向に位置する榎木橋手前の交差点を全速力で横断していました。

(事故報告書[令和5年1月16日付])

どちらにせよ、道路手前で転倒し立ち上がったその時点で、榎木橋手前の交差点は視野に入らない。またさらには、当該職員は交差点を横断した悠生君を追って、自分も交差点を横断したと説明している。

尾崎は、清水君の後を追って上記交差点を横断したものの、その姿は見えませんでした。

(事故報告書[令和5年1月16日付])



さらには東西方向と異なり南北方向の横断は(この車道の手間側が北、奥が南)確認しにくいことが解る。それにも関わらず、南北方向に全力で交差点を横断している姿を確認したとのこと。

しかしながら回答書(令和5年3月16日付)では、また異なる説明をしている。当該職員は、悠生君が榎木橋手前の交差点付近まで向かったところは目撃したが、交差点付近まで差し掛かった時には悠生君の姿が見当たらなかったと説明。

清水君が走り出してから、尾崎がとった行動は次のとおりです。尾崎は、清水君が榎木橋手前の交差点付近まで向かったところは目撃しました。しかし尾崎が同交差点付近まで差し掛かったときには、清水君の姿は見当たりませんでした。

(事故報告書[令和5年3月16日付])

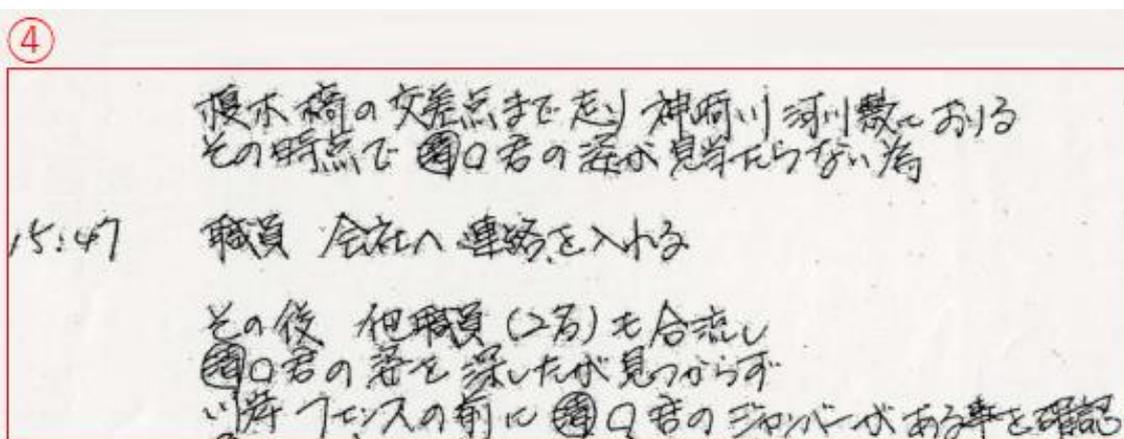
保護者会[令和5年9月8日]ではまたさらに異なる説明をしている。転倒して起き上がった時には姿が見えていない事になっている。

最後に悠生君を見た場所と状況についての解説を悠生君の父親(清水悠路)が事故を起こした当該従業員に求めた。この会話における当該従業員が悠希生君を最後に見た場所と状況について内容をまとめると、次のような内容になった。カーブにさしかかる手前、信号待ちで車列があった。だんだんと車列の陰に隠れて見えなくなった。この時、当該従業員は車道で転倒した。この転倒した場所が最後に悠生君を見た場所であった。転倒して起き上がった時には、悠生君の姿は見えなかった。すなわち、さらに当該職員

が最後に悠生君の姿を確認した場所がアルプスの森(施設長:宇津慎史)側に徐々になっている。
(音声ファイル-26[1]) [0:00:00]⇒[0:02:35]



* 当該従業員に記載をして貰った物を画像処理し、個人情報を外した形で記載。



→ 「当該従業員は交差点まで走り、神崎川河川敷におりた。」と記載。

交差点通過後に、神崎川の河川敷に降りたと説明。この内容は、事故報告書[令和5年1月16日付]と一致した説明になっている。しかし吹田市への報告書[令和4年12月20日]では、悠生君のジャンパーを見つける前に会社に電話しており、その時刻が15時47分となっているが、遺族への事故報告書[令和5年1月16日]ではジャンパーを見つけた後に宇津雅美に電話しており、その時刻が15時47分となっている。さらにはジャンパーを見つけた状況も異なっている。吹田市への報告書[令和5年12月20日]では、他の職員と合流(2

名)になってからジャンパーを見つけたことになっているが、遺族への事故報告書[令和5年1月16日]では、尾崎が単独で見つけたことになっている。

尾崎は、清水君の後を追って上記交差点を横断したものの、その姿は見えませんでした。清水君が神崎川に向かった可能性がある判断した尾崎は、神崎川の堤防を降り、河川敷の通称水鳥の道も横切り、神崎川の川辺に設置されているフェンス付近まで差し掛かったところ、脱ぎ捨てられた清水君のジャンパーを発見しました。

清水君が神崎川に飛び込んだであろうことは間違いなかったため、尾崎は直ぐに当社の宇津雅美の携帯電話に連絡しました。この着信記録は、15時47分となっております。
(事故報告書[令和5年1月16日付])

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、悠生君の捜索において真面目に取り組まなかったため、この河川敷の上の堤防の車道を確認することが出来る監視カメラが数台存在していたことを知らなかったと思われる。監視カメラの存在を説明したところ、回答書(令和5年3月16日)における尾崎のジャンパーが落ちていた場所に行くまでの移動距離と、電話をかけた時間が突然変わった。

清水君が走り出してから、尾崎がとった行動は次のとおりです。尾崎は、清水君が榎木橋手前の交差点付近まで向かったところは目撃しました。しかし、尾崎が同交差点付近まで差し掛かったときには、清水君の姿は見当たりませんでした。そのため、尾崎は堤防の車道を東側(新御堂筋方向)に進みながら清水君の発見に努めました。

(中略)

それでも、清水君の姿が見えないため、尾崎は堤防を降り、河川敷に向かい、榎木橋方面に戻りました。この際に尾崎が清水君の脱ぎ捨てられたジャンパーを発見しました。

(回答書[令和5年3月16日付])

回答書[令和5年3月16日]には以下のような尾崎の移動経路と電話をした場所を記載した地図を添付(以下の地図は見やすくなるように加工処理後)



(回答書[令和5年3月16日付資料3一部改変])

回答書(令和5年3月16日)にはさらに以下の記載もある。

本件事故直後、尾崎から宇津への電話は3回あり、その際の尾崎の位置関係等は資料3のとおりです。着信記録は15時47分から3回となっていました。この電話の際、電波の状況が悪く、緊迫していたこともあり、会話と呼べるようなものではありませんでした。

(回答書[令和5年3月16日付資料3一部改変])

アルプスの森(施設長：宇津慎史)側も、この大幅な移動経路の変更は問題であると認識していた様子であり、以下のような言い訳を付け加えている。

当職による本年1月16日付け報告書では、尾崎が堤防を降りる前に、車道を東側に進んで旨の記載はありませんが、これは特に隠したのではなく、(当社にそのような動機は全くありません。)、当職が関係者から事情を聞いた際に、この点の説明が無かったことによるものです。従って、上記記載が無かったとしても、虚偽の記載をしたとは考えておりません。

(回答書[令和5年3月16日付])

確かに記載が抜けているのみであれば、虚偽記載とは断定できない。しかしながら明らかな矛盾が存在している。それも内容的には非常に重要な部分における矛盾である。以下に大きな矛盾点を記載した。誤認していたでは済まないレベルの矛盾であることが解る。

吹田市への事故報告(令和5年12月20日)においては、

「河川敷に降りてから、最初の電話を掛けたことになっており、その時刻が15時47分である。またその後、他の職員と合流してから悠生君のジャンパーを見つけたことになっている。」

遺族への事故報告(令和5年1月16日)においては、

「河川敷に降り、尾崎が一人でジャンパーを発見したのちに宇津雅美に電話。この時刻が15時47分となっている。」

遺族への回答書(令和5年3月16日)においては、

「河川敷に降りる前に電話をしており、この時刻が15時47分。さらにはジャンパーを見つける前に既に3回の電話を掛けていることになる。」

回答書[令和5年3月16日付]に以下のような記載がある。

清水君が神崎川に飛び込んだと考えた根拠は、神崎川の方角に向けて走り出し、その後、川の真横に設置された柵の切れ目付近にジャンパーが脱ぎ捨てられたためです。
(回答書[令和5年3月16日付])

従って、当該職員が最も早く悠生君が川に飛び込んだと考えたのは、遺族への事故報告書(令和5年1月16日)であり、その次が、吹田市への事故報告(令和5年12月20日)、最も遅いのが回答書(令和5年3月16日)である。

適切な対応をしたかのように装う目的で、アルプスの森(施設長:宇津慎史)はここでも虚偽報告をしていると遺族は考えている。